税金

市県民税

問 税務課　TEL.40-2231

1月1日現在、市内に住所がある人に前年中の収入などに応じて税額が決まります。市民税と県民税を併せて一般に市県民税と呼ばれています。

法人市民税

問 税務課　TEL.40-2803

市内に事業所などがある法人にかかる税です。法人税額に応じた法人税割と資本金、従業者数に応じた均等割があります。

市内に新しく法人の本店や事業所等を開設した場合や、すでに届出してある内容に変更が生じた場合、事業所などを閉鎖する場合は、「法人異動届」などを提出してください。

固定資産税・都市計画税

問 税務課　TEL.40-2228

固定資産税とは

1月1日現在に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税です。

▶固定資産税を納める人

固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者です。具体的には次のとおりです。

土地	土地登記簿または土地補充課税台帳に、所有者として登記または登録されている人
家屋	建物登記簿または家屋補充課税台帳に、所有者として登記または登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※なお、償却資産については、1月1日現在に所有する償却資産について1月31日までに申告する必要があります。

都市計画税とは

都市計画税は、都市計画事業（都市計画道路、公園、緑地、区画整理、下水道などの事業）に要する費用にあてる目的税です。

固定資産税と同時に納めていただきます。

▶都市計画税を納める人

1月1日現在に、市内の市街化区域内に土地・家屋を所有している人です。



国民健康保険税

問 税務課　TEL.40-2803

国民健康保険税について

▶納税義務者（世帯主課税）

国民健康保険税は世帯主が納税義務者となります。世帯主が国民健康保険の加入者でなくても、世帯のだれかが国民健康保険に加入していれば、国民健康保険税が課税されます。

▶低所得者軽減

前年の収入が一定額以下の世帯は、国民健康保険税が減額されます。ただし、収入の申告が必要になる場合があります。

詳しくは税務課までお問い合わせください。

軽自動車税

問 税務課　TEL.40-2803
鬼石総合支所 鬼石振興課　TEL.52-3111

軽自動車税とは

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型軽自動車を4月1日に所有（使用）している人が納税義務者となります。

▶新規登録や廃車手続き

原動機付自転車（125cc以下）および小型特殊自動車の新規登録や廃車については、税務課または鬼石総合支所鬼石振興課の窓口で手続きしてください。

市税の納付場所

問 納税相談課　TEL.40-2831
鬼石総合支所 鬼石振興課　TEL.52-3111

金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、本庁舎および鬼石総合支所にて納付できます。二次元コードがついた納付書は、キャッシュレス決済が利用できます。

詳しくは納税相談課までお問い合わせください。

市税等の口座振替

問 納税相談課　TEL.40-2830

納期日に指定の口座から自動的に引き落としになります。

口座振替できる市税等	固定資産税・都市計画税、市県民税・森林環境税（普通徴収）、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料および駐車場使用料、浄化槽使用料（特定地域生活排水処理事業）、奨学資金貸付金
口座振替できる金融機関	○しののめ信用金庫○群馬銀行○東和銀行○ぐんまみらい信用組合（通帳を開設した店舗のみ受付）○中央労働金庫○多野藤岡農業協同組合○ゆうちょ銀行（郵便局）
申込方法	納税通知書、通帳、通帳の届出印を金融機関にお持ちのうえ、窓口に備え付けの用紙に記入し、お申込みください。開始時期は郵送でお知らせします。

